

川崎市公告第945号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和7年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 種類

川崎都市計画地区計画の決定

2 名称

鈴木町駅前南地区地区計画

3 位置及び区域

川崎市 川崎区 港町、旭町2丁目及び伊勢町地内

4 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）

川崎区役所市政資料コーナー（川崎区東田町8）

川崎区役所大師支所仮庁舎（川崎区台町26-7）

川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 かわさき駅前タワーリパーク4階）

5 縦覧期間

令和7年5月27日（火）から令和7年6月9日（月）まで

6 意見書提出期間

令和7年5月27日（火）から令和7年6月16日（月）まで